

名護市地域包括支援センターの設置に係る届出等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 法第115条の46第3項の規定による届出は、地域包括支援センター設置届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 職員の経歴書（様式第2号）
- (2) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号一覧（様式第3号）
- (3) 届出者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (4) 地域包括支援センターの平面図

(変更の届出)

第3条 法第115条の46第11項において準用する法第69条の14第2項の規定による届出は、地域包括支援センター変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(廃止等の届出)

第4条 法第115条の47第1項の規定により委託を受けた地域包括支援センターの設置者は、当該地域包括支援センターを廃止し、休止し、又は再開するときは、地域包括支援センター廃止・休止・再開届出書（様式第5号）を市長へ届け出るものとする。

(雑則)

第5条 この規定に定めるもののほか、地域包括支援センターの設置に係る届出等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。